

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

5 第1 請求の趣旨

令和4年7月10日施行の参議院（選挙区選出）議員選挙の沖縄県選挙区における選挙を無効とする。

第2 事案の概要等

10 1 本件は、令和4年7月10日施行の参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）について、沖縄県選挙区（以下「本件選挙区」という。）の選挙人である原告が、参議院（選挙区選出）議員の選挙（以下「選挙区選挙」という。）の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反して無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の本件選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

15 2 前提事実（当事者間に争いがなく、公知であるか、文中記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、本件選挙区の選挙人である。

20 イ 被告は、本件選挙区について、本件選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会である。

(2) 本件選挙の概要

ア 本件選挙は、令和4年7月10日、平成30年法律第75号（以下「平成30年改正法」といい、同法による改正を「平成30年改正」という。）による改正後の公職選挙法に基づいて行われた。

25 イ 本件選挙の施行当時、参議院議員の定数は248人とされ、そのうち100人が比例代表選出議員、148人が選挙区選出議員とされ（公職選挙

法 4 条 2 項)、選挙区選挙については、全国に 4 5 の選挙区を設け、各選挙区において 2 人ないし 1 2 人の議員を選出するものとされ (同法 1 4 条 1 項、別表第 3。以下、後記の改正の前後を通じて、この議員定数配分規定を「定数配分規定」という。)、比例代表選出議員の選挙 (以下「比例代表選挙」という。)

5 については、全都道府県の区域を通じて議員を選出するものとされていた (同法 1 2 条 2 項)。もともと、参議院議員は、3 年ごとに議員の半数が改選される (憲法 4 6 条) ことから、本件選挙において選出される議員は、比例代表選挙につき 5 0 人、選挙区選挙につき 7 4 人 (各選挙区において 1 人ないし 6 人) であった。

10 参議院議員の通常選挙においては、選挙区選挙と比例代表選挙とを同時に行い、投票は選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに 1 人 1 票とされている (公職選挙法 3 2 条、3 6 条)。

(3) 平成 3 0 年改正に至るまでの経緯等について [乙 5、8 の 1、乙 1 9、2 0]

15 ア 平成 1 8 年の公職選挙法改正までの状況

(ア) 参議院議員選挙法 (昭和 2 2 年法律第 1 1 号) は、参議院議員の選挙について、参議院議員 2 5 0 人を全国選出議員 1 0 0 人と地方選出議員 1 5 0 人とに区分し、全国選出議員については、全都道府県の区域を通じて選出されるものとする一方、地方選出議員については、その選挙区及び各選挙区における議員定数を別表で定め、都道府県を単位とする選挙区において選出されるものとした。そして、選挙区ごとの議員定数

20 については、憲法が参議院議員につき 3 年ごとにその半数を改選すると定めていることに応じて、各選挙区を通じその選出議員の半数が改選されることとなるように配慮し、定数を偶数として最小 2 人を配分する方針の下に、各選挙区の人口に比例する形で、2 人ないし 8 人の偶数の議員定数を配分した。

25

昭和 25 年に制定された公職選挙法の定数配分規定は、上記の参議院議員選挙法の議員定数配分規定をそのまま引き継いだものであり、その後、後に沖縄県選挙区の議員定数 2 人が付加されたほかは、平成 6 年法律第 47 号による公職選挙法の改正（以下「平成 6 年改正」という。）まで、
5
上記定数配分規定に変更はなかった。なお、昭和 57 年法律第 81 号による公職選挙法の改正（以下「昭和 57 年改正」という。）により、参議院議員 252 人は各政党等の得票に比例して選出される比例代表選出議員 100 人と都道府県を単位とする選挙区ごとに選出される選挙区選出議員 152 人とに区分されることになったが、この選挙区選出議員は、
10
従来の地方選出議員の名称が変更されたものにすぎない。

その後、平成 12 年法律第 118 号による公職選挙法の改正（以下「平成 12 年改正」という。）により、参議院議員の総定数が 242 人とされ、比例代表選出議員 96 人及び選挙区選出議員 146 人とされた。

(イ) 参議院議員選挙法制定当時、選挙区間における議員 1 人当たりの人口の最大較差（以下「選挙区間の最大較差」という。）は 2.62 倍
15
（以下、較差に関する数値は、全て概数である。）であったが、人口変動により次第に拡大を続け、平成 4 年に施行された参議院議員通常選挙当時、選挙区間の最大較差が 6.59 倍に達した後、平成 6 年改正における 7 選挙区の定数を 8 増 8 減する措置により、平成 2 年 10 月実施の
20
国勢調査結果による人口に基づく選挙区間の最大較差は、4.81 倍に縮小した。

その後、平成 12 年改正における 3 選挙区の定数を 6 減する措置及び平成 18 年法律第 52 号による公職選挙法の改正（以下「平成 18 年改正」という。）における 4 選挙区の定数を 4 増 4 減する措置の前後を通じて、平成 7 年から平成 19 年までに施行された各通常選挙当時の選挙区間の最大較差は、5 倍前後で推移した。
25

イ 平成24年の公職選挙法改正

(ア) 平成22年7月11日、選挙区間の最大較差が5.00倍の状況において施行された通常選挙につき、最高裁平成24年10月17日大法
廷判決・民集66巻10号3357頁（以下「平成24年大法廷判決」
5 という。）は、結論において同選挙当時の定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとしたものの、長年にわたる制度及び社会
状況の変化を踏まえ、参議院議員の選挙であること自体から直ちに投票
価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難く、都道
府県が政治的に一つのまとまりを有する単位として捉え得ること等の事
10 情は数十年間にもわたり投票価値の大きな較差が継続することを正当化
する理由としては十分なものとはいえなくなっており、都道府県間の人
口較差の拡大が続き、総定数を増やす方法を採用することにも制約がある中
で、都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の
平等の要求に応じていくことはもはや著しく困難な状況に至っているな
15 どとし、それにもかかわらず平成18年改正後は投票価値の大きな不平
等がある状態の解消に向けた法改正が行われることのないまま同選挙に
至ったことなどの事情を総合考慮すると、同選挙当時の最大較差が示す
選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著し
い不平等状態にあった旨を判示するとともに、都道府県を単位として各
20 選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行
の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、でき
るだけ速やかに違憲の問題が生ずる上記の不平等状態を解消する必要が
ある旨を指摘した。

(イ) 平成24年11月16日に公職選挙法の一部を改正する法律（平成
24年法律第94号。以下「平成24年改正法」という。）が成立し、
25 同月26日に施行された。同法の内容は、平成25年7月に施行される

通常選挙に向けた改正として、選挙区選出議員について4選挙区で定数を4増4減するものであり、その附則には、平成28年に施行される通常選挙に向けて、選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする旨の規定が置かれていた。

5 ウ 平成27年の公職選挙法改正

(ア) 平成25年7月21日、平成24年改正法による改正後の定数配分規定の下での初めての通常選挙（以下「平成25年選挙」という。）が施行された。同選挙当時の選挙区間の最大較差は、4.77倍であった。

10 (イ) 平成25年9月、参議院において平成28年に施行される通常選挙に向けた参議院選挙制度改革について協議を行うため、選挙制度の改革に関する検討会の下に選挙制度協議会が設置された。同協議会においては、平成26年4月に選挙制度の仕組みの見直しを内容とする具体的な改正案として座長案が示され、その後同案の見直し案も示された。これらの案は、基本的には、議員1人当たりの人口の少ない一定数の選挙
15 区を隣接区と合区してその定数を削減し、人口の多い一定数の選挙区の定数を増やして選挙区間の最大較差を大幅に縮小するというものであるところ、上記の各案や参議院の各会派の提案等をめぐり協議が行われたが、各会派の意見が一致しなかったことから、同年12月26日、各会
20 派から示された提案等を併記した報告書が参議院議長に提出された。

20 (ウ) 平成25年選挙につき、最高裁平成26年11月26日大法廷判決・民集68巻9号1363頁（以下「平成26年大法廷判決」という。）は、平成24年大法廷判決の判断に沿って、平成24年改正法による前記4増4減の措置は、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを維持して一部の選挙区の定数を増減するにとどまり、現に選挙
25 区間の最大較差については上記改正の前後を通じてなお5倍前後の水準が続いていたのであるから、投票価値の不均衡について違憲の問題が

生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態を解消するには足りないものであったといわざるを得ず、したがって、同法による上記の措置を経た後も、選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあった旨判示するとともに、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的改正案の検討と集約が着実に進められ、できるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって上記の不平等状態が解消される必要がある旨を指摘した。

(エ) 選挙制度の改革に関する検討会は、上記(イ)の報告書の提出を受けて協議を行ったが、各党派が一致する結論を得られなかったことから、平成27年5月29日、各党派において法案化作業を行うこととされた。そして、各党派の見解は、人口の少ない選挙区について合区を導入することを内容とする①「4県2合区を含む10増10減」の改正案と②「20県10合区による12増12減」の改正案とにおおむね集約され、同年7月23日、上記の各案を内容とする公職選挙法の一部を改正する法律案がそれぞれ国会に提出された。上記①の改正案に係る法律案は、選挙区選出議員の選挙区及び定数について、鳥取県及び島根県、徳島県及び高知県をそれぞれ合区して定数2人の選挙区とするとともに、3選挙区の定数を2人ずつ減員し、5選挙区の定数を2人ずつ増員することなどを内容とするものであり、その附則7条には、平成31年に行われる通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとするとの規定が置かれていた。

(オ) 平成27年7月28日、上記(エ)①の改正案に係る公職選挙法の一部を改正する法律（平成27年法律第60号。以下「平成27年改正法」

という。)が成立し、同年11月5日に施行された。同法による公職選挙法の改正(以下「平成27年改正」という。)の結果、平成22年10月実施の国勢調査結果による人口に基づく選挙区間の最大較差は、2.97倍となった。

5 エ 平成30年の公職選挙法改正

(ア) 平成28年7月10日、平成27年改正後の定数配分規定の下での初めての通常選挙(以下「平成28年選挙」という。)が施行された。同選挙当時の選挙区間の最大較差は、3.08倍であった。〔乙8の3〕

10 (イ) 最高裁平成29年9月27日大法廷判決・民集71巻7号1139頁(以下「平成29年大法廷判決」という。)は、平成27年改正法につき、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、人口の少ない選挙区について、参議院創設以来、初めての合区を行うことにより、長期間にわたり投票価値の大きな較差が継続する要因となっていた都道府
15 県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを見直すことをも内容とするものであり、これによって、数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は2.97倍(選挙当時は3.08倍)まで縮小するに至ったのであるから、平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正を図ったものとみることができると
20 し、また、その附則において、次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨を規定しており、今後における投票価値の較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示されるとともに、再び大きな較差を生じさせることのないように配慮されているものといえるなどとして、平成28年
25 選挙当時の定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、

同規定が憲法に違反するに至っていたということはないとした。

- (ウ) 平成28年選挙において、合区の対象となった4県のうち島根県を除く3県では、投票率が低下して当時における過去最低の投票率となったほか、無効投票率が全国平均を上回り、高知県での無効投票率は全国最高となった。〔乙8の4、5〕

5
10
全国知事会は、平成28年7月29日、平成28年選挙において投票率の低下など合区を起因とした弊害が顕在化したなどとして、合区の早急な解消を求める「参議院選挙における合区の解消に関する決議」を採択した。また、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会及び全国町村議会議長会においても、合区の早急な解消に向けた決議等が行われた。〔乙24の2、乙25の1～5、乙26の1～3、乙27の3～5、乙28の3～6、乙29の2～4〕

- (エ) 平成29年2月、参議院の各会派代表による参議院改革協議会が設置され、同年4月、同協議会の下に参議院選挙制度改革について集中的に調査を行う「選挙制度に関する専門委員会」が設けられた。選挙制度に関する専門委員会は、参議院選挙制度改革に対する考え方について、一票の較差、選挙制度の枠組みとそれに基づく議員定数の在り方、選挙区
15
20
の枠組み等について協議を行った上で、選挙区選出議員について、全ての都道府県から少なくとも1人の議員が選出される都道府県を単位とする選挙区とすること、一部合区を含む都道府県を単位とする選挙区とすること、又は選挙区の単位を都道府県に代えてより広域の選挙区（以下「ブロック選挙区」という。）とすることの各案について検討を行ったほか、選挙区選出議員及び比例代表選出議員の二本立てとしない場合を含めた選挙制度の在り方等についても議論を行った。

25
しかし、これらの議論を経た上で各会派から示された選挙制度改革の具体的な方向性についての意見の内容は、選挙区の単位、合区の存廃、

議員定数の増減等の点において大きな隔たりがある状況であった。同委員会は、平成30年5月、参議院改革協議会に対し、これらの協議結果についての報告書を提出した。〔乙9～14の2〕

5 (オ) 平成30年6月、参議院改革協議会において、自由民主党から、選挙区の単位を都道府県とすること、平成27年改正による4県2合区は維持した上で、選挙区選出議員の定数を2人増員して埼玉県選挙区に配
10 分すること、及び比例代表選出議員の定数を4人増員するとともに、政党等が優先的に当選人となるべき候補者を定めることができる特定枠制度を導入することを内容とする案が示された。その後の協議等において
15 各党派間の意見の隔たりがある状況であったため、各党派が参議院に法律案を提出し、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
20 (以下「参議院特別委員会」という。)において議論が進められることとなり、上記の自由民主党の提案内容に沿った法律案のほか、選挙区選出議員の選挙及び比例代表選出議員の選挙に代えてブロック選挙区による選挙を導入することを内容とする法律案等が提出された。同年7月11日、参議院特別委員会において、上記の自由民主党の提案内容に沿った公職選挙法の一部を改正する法律案が可決すべきものとされ、その際、「今後の参議院選挙制度改革については、憲法の趣旨にのっとり、参議院の役割及び在り方を踏まえ引き続き検討を行うこと」との附帯決議が
25 された。〔乙16の3、乙17、18〕

(カ) 平成30年7月18日、上記法律案どおりの法律（平成30年改正法）が成立し、同年10月25日に施行された（以下、同法による改正後の定数配分規定を「本件定数配分規定」という。）。平成30年改正の結果、平成27年10月実施の国勢調査結果による日本国民人口に基づく選挙区間の最大較差は、2.99倍となった。〔乙16の7〕

(4) その後の経緯について

ア 令和元年7月21日、平成30年改正後の本件定数配分規定の下での初めての通常選挙（以下「令和元年選挙」という。）が施行された。令和元年選挙当時の選挙区間の最大較差は3.00倍であり、選挙区間の較差が3倍以上となった選挙区は一つであった。令和元年選挙において、合区の対象となった徳島県での投票率は全国最低となり、鳥取県及び島根県でもそれぞれ過去最低の投票率となった。また、合区の対象となった4県での無効投票率はいずれも全国平均を上回り、徳島県では全国最高となった。

〔乙4の1～3〕

全国知事会は、同月24日、令和元年選挙において合区を起因とした弊害は更に深刻度を増しているとして、合区の確実な解消を強く求める「参議院選挙における合区の解消に関する決議」を採択した。また、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会及び全国町村議会議長会においても、合区の早急な解消に向けた決議等が行われた。〔乙24の7、乙25の6～9、乙26の4～9、乙27の6～11、乙28の7～14、乙29の5～9〕

イ 最高裁令和2年11月18日大法院判決・民集74巻8号2111頁（以下「令和2年大法院判決」という。）は、平成30年改正法について、選挙区選出議員に関しては1選挙区の定数を2人増員する措置を講ずるにとどまっており、平成27年改正法の附則のような検討条項は設けられておらず、附帯決議においても選挙区間の較差の是正等について明確には言及されていないことから、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について、その取組が大きな進展を見せているとはいえないが、平成30年改正の経緯及び内容等を踏まえると、同改正は、参議院議員の選挙制度について様々な議論、検討を経たものの容易に成案を得ることができず、合区の解消を強く望む意見

も存在する中で、合区を維持して僅かではあるが較差を是正しており、平成27年改正法における方向性を維持するように配慮したものであるということができ、参議院選挙制度改革は、その事柄の性質上慎重な考慮を要し、その実現は漸進的にならざるを得ない面があることからすれば、立法府の検討過程において較差の是正を指向する姿勢が失われるに至ったと断ずることはできないなどとして、令和元年選挙当時、平成30年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえ、同規定が憲法に違反するに至っていたということとはできないとした。

ウ 令和3年5月、参議院の各会派代表による参議院改革協議会が設置され、同協議会は、同月から令和4年6月にかけて、13回にわたって、参議院の在り方、参議院議員選挙制度改革、議員の身分保障、委員会・調査会等の整理再編・充実、行政監視機能の更なる充実、デジタル化とオンライン審議についての検討を行った。その検討の中で、参議院議員選挙制度改革については、投票価値の平等、選挙制度の枠組み、合区に対する評価、特定枠制度に対する評価、議員定数の見直しなどを対象として議論が重ねられた。

上記の議論の結果、投票価値の平等については、最大限尊重すべきであることに異論はなかったが、選挙制度の枠組みについては、多様な民意や地域代表的な性格を具体化するための選挙制度の在り方という点で各会派の考え方に異同があり、都道府県単位の選挙区の維持、ブロック選挙区による選挙の導入の必要性等については、それぞれの立場から様々な意見が述べられたほか、合区や特定枠制度については、各会派から弊害や課題の指摘も含めた評価が述べられ、議員定数の見直しについても、定数増もやむを得ないという意見と、定数減を行うべきという意見に分かれた。参議院改革協議会は、各会派の協議を次の協議会に引き継ぐこ

ととして、令和4年6月8日、協議結果を記載した報告書を参議院議長に提出した。〔甲154、乙34〕

エ 令和4年7月10日、本件定数配分規定の下での2回目の通常選挙として、本件選挙が施行された。本件選挙当時の選挙区間の最大較差は3.03倍であり、選挙区間の較差が3倍以上となった選挙区は三つであった。5
本件選挙において、合区の対象となった徳島県での投票率は再び全国最低となり、また、合区の対象となった4県での無効投票率はいずれも全国平均を上回った。〔乙1～3〕

3 当事者の主張

10 (原告の主張)

(1) 憲法は、正当に選挙された国会における代表者が、主権を有する国民を代表する（前文第1文前段、1条）とともに、全出席議員の過半数で両議院の議事を決する（56条2項）と定めていることから、各院の全出席議員の過半数は、（各院の全議員との関係で按分される）全出席議員の過半数の比率15
の主権を有する全国民から選出されることが憲法上要求されている。このような要求を満たすことができる正当な選挙は、人口比例選挙のみである。

本件選挙の投票日において、選挙区間の最大較差は3.03倍に達しており、本件選挙は、合理的に実施可能な限りでの人口比例選挙ではなかったから、憲法56条2項、1条、前文第1文前段に違反する。

20 (2) 参議院議員選挙における投票価値の平等の要請と、衆議院議員選挙におけるそれとは、適切に民意を国政に反映すべき点で相互に同等であると解される。しかも、憲法は、参議院議員選挙における投票価値の平等の要請が、衆議院議員選挙におけるそれと比べて劣後することを正当化し得るような条項を設けていない。

25 上記のとおり、本件選挙の投票日において、選挙区間の最大較差は3.03倍に達しており、これは、直近の衆議院議員選挙における選挙区間の最大

較差（2.079倍）よりも後退していることから、本件選挙は違憲である。

- (3) 令和2年大法廷判決は、都道府県を選挙区の単位とする参議院の選挙区選挙の制度につき仕組み自体を見直して、現行の選挙制度を改め、一票の投票価値の較差を是正すべきである旨を判示する一方、令和元年選挙について、
5 選挙制度の改革の実現は漸進的にならざるを得ない面があり、立法府の検討過程において較差の是正を指向する姿勢が失われるに至ったと断ずることはできないとして、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲状態にないと判断した。

ところが、令和2年大法廷判決の後、国会は、平成25年以降継続的に行
10 われていた選挙制度改革の実現に向けて、具体案を作成し、かつこれにつき議論することを怠った。立法府は、本件選挙当時、参議院の選挙区選挙の制度につき仕組み自体を見直すなど、選挙制度の検討過程において、較差の是正を指向する姿勢を失っていたというべきである。

そうすると、令和2年大法廷判決の判示に照らしても、本件選挙について、
15 本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲状態にあったといえる。

- (4) 本件選挙の違法判断の基準時は、本件選挙の投票日である。この点、令和
2年大法廷判決は、当該選挙の投票日の時点における選挙区割りが違憲状態か否かを判断するに当たり、爾後の選挙の選挙区割りに適用される法律につ
20 き立法の可能性があることも考慮して、当該選挙の選挙区割りが違憲状態ではないと判示するが、選挙後に実施される投票価値の較差の是正は、選挙時における投票価値の最大較差の縮小に毫も寄与し得ないのであるから、令和2年大法廷判決の上記の判示は、法論理として破綻している。

また、最高裁昭和51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁
25 が、衆議院議員選挙についてはあるが、選挙投票日の時点で未施行であった公職選挙法の改正法を考慮しないという判断を示していたことからすれば、

令和2年大法廷判決は、上記の判断を変更することを明示しておらず、これを変更することを必要とする真に説得力を有する理由も判示していないから、違法判断の基準時の判断を不当に変更したものといえる。

5 (5) 当該定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っている場合に、当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるとして当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか否かを判断する、いわゆる合理的期間論は、憲法の平等の要求に反する状態の選挙又は区割り規定を憲法違反とはいえないと判断するものであるから、憲法98条1項の明文に
10 正面から抵触し、無効である。

(6) 本件選挙では、選挙人らが、全45選挙区で本訴と同旨の訴えを提起しているから、本件選挙が違憲となる場合に、特定の選挙区の選挙のみが無効になるという問題は生じない。また、上記の45選挙区で選挙が無効になっても、残る議員によって参議院の定足数を満たすことができ、参議院は有効に
15 国会活動を継続することができるから、社会的不都合又は社会的混乱は生じない。本件選挙の各選挙区における選挙は、いわゆる事情判決の法理を適用することなく、無効とすべきである。

(被告の主張)

(1) 判断枠組み

20 憲法は投票価値の平等を要求しているが、他方で、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるための選挙制度の仕組みの決定を国会の広範な裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。そのため、国会が定めた具体的な選挙制度がその裁量権の行使として
25 合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定限度で

譲歩を求められることとなっても、憲法に違反するものではない。

国会の定めた定数配分規定が憲法14条1項等の規定に違反して違憲と評価されるのは、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由を考慮しても、投票価値の平等の見地から見て違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じており、かつ、当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超える場合に限られるものと解すべきである。

そして、①憲法が二院制を採用した趣旨は、立法を始めとする多くの事項について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えつつ、参議院議員の任期をより長期とすること等によって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性及び継続性を確保しようとするところにあると解されること、②二院制の当該趣旨からすると、両議院がその構成を異なるものとし、それぞれが特色を持った議院として機能することは、憲法上予定されているところであり、そのように機能させるために、衆議院と参議院とで選挙区の構成等を異にすることもまた、憲法上予定されているところであると解されることに鑑みると、人口比例以外の政策的目的ないし理由を考慮する余地が乏しい衆議院議員の選挙制度とは異なり、参議院議員の選挙制度においては、参議院の独自性を発揮させるという観点から、人口比例以外の政策的目的ないし理由を十分に考慮することも、国会の裁量権の行使として合理性を有するものというべきである。

(2) 本件選挙当時において、選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたとはいえないこと

ア 都道府県単位の選挙制度は、憲法制定当時から参議院議員の選挙制度における国会の裁量権行使の有力な一態様として想定されており、都市と地方との格差が顕著なものとなった今日の社会的状況下においては、当該選挙制度の重要性が格段に高まっている。また、都道府県が有する歴史、都

道府県が我が国において果たしている政治的・社会的な役割・機能や、各国民が有する都道府県に対する帰属意識等に鑑みれば、我が国において、都道府県は、長年にわたる歴史を通じて、一つの行政単位としての歴史的、政治的、経済的、社会的及び文化的な一体感が醸成されているものといえるのであって、選挙制度の決定に際し、国会が考慮することのできる基本的な要素の一つというべきものである。国会は、全国選挙区割りの決定に際し、都道府県という行政単位を基本的な単位として構成することにより、全国各地の国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映することができるし、都道府県が既に存在する行政区画であることから、選挙区割りの恣意性（いわゆるゲリマンダーの弊害）を避けることもできる。

また、衆議院の小選挙区制度については、1人別枠方式が廃止され、厳格な人口比例に基づく選挙制度が採られているため、参議院において都道府県単位を原則とする選挙制度が維持されていることによって、両議院の選挙制度全体として、我が国における地方公共団体の種類及び各地方公共団体の特色を踏まえた多角的な民意の反映が可能となっているといえ、参議院の選挙区選挙の選挙区を原則として都道府県単位とすることは、憲法が二院制を採用した趣旨に沿うものとして合理性を有する。

さらに、選挙権は、民主主義国家において、治者でもあり被治者でもある国民が自らの意見等を国政に反映させることを可能にする極めて重要な権利であるところ、人口の多い都市部に居住する多数者のみならず、山間部などのいわゆる過疎地域を含む地域に住む少数者の意見も十分に国政に届くような定数配分規定を定めることもまた、国会において正当に考慮することができる政策的目的ないし理由となる。

したがって、選挙区選挙において、都道府県を選挙区割りの基本単位としていることは、国会による裁量権の行使として合理性がある。

イ 国会は、選挙区間における投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度

の著しい不平等状態に至っていた旨を判断した平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決の趣旨に沿い、一部の選挙区について二つの県を合わせた選挙区（合区）を創設することなどを内容とする平成27年改正を行った。これにより、国勢調査人口を基準とした選挙区間の最大較差は2.97倍（平成22年国勢調査日本国民人口による。平成27年国勢調査日本国民人口による場合は3.07倍となる。）となり、上記不平等状態は解消された。

平成30年改正は、参議院の選挙区選挙に関し、平成27年改正による選挙区割りを維持しつつ、埼玉県選挙区の定数を2人増員するものであり、その結果、選挙区間の最大較差は、平成28年選挙当時の最大較差である3.08倍から、2.99倍（平成27年国勢調査日本国民人口による。）にまで縮小した。

平成30年改正法によって定められた、原則都道府県単位を維持した選挙区割りや、選挙区選出議員の定数増は、いずれも十分に合理性がある。同法が、平成27年改正による選挙区割りを維持しつつ、埼玉県選挙区の定数を2増し、最大較差を2.99倍に縮小させたことは、多様な民意の公正かつ効果的な反映を実現する選挙制度を構築するために、国会が考慮すべき人口比例以外の政策的目的ないし理由との間で、調和的に投票価値の平等を実現したものである。このように、平成30年改正法は、国会の裁量権の範囲内で定められた。

令和元年選挙に係る令和2年大法廷判決は、平成27年改正法が数十年間にわたって5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差を約3倍にまで縮小させたものであり、平成30年改正法が、参議院選挙制度改革について容易に成案が得られない状況下において、合区を維持して僅かに較差を是正し、平成27年改正法における方向性を維持するように配慮したものと評し、令和元年選挙当時、投票価値の不均衡は違憲の問題が

生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえない旨を判示した。

令和元年選挙当時、選挙区間の最大較差は3.00倍であり、最も有権者数が少なかった選挙区と比べて較差が3倍以上となった選挙区は一つであった。平成30年改正法が成立した以降に公職選挙法の改正は行われていないものの、本件選挙当時においても、選挙区間の最大較差は3.03倍であり、較差が3倍以上となった選挙区も三つにとどまるから、平成27年改正法及び平成30年改正法により実現された定数配分規定の合憲性は、本件選挙当時においても維持されていたといえる。

ウ 参議院は、憲法上、3年ごとに議員の半数が改選されるとされているため、選挙区選出議員の選挙区ごとの定数を偶数配分しており、衆議院と比べて、選挙制度の改革に様々な制約が存在する。そうした中でも、国会は、選挙制度の改革に向けた努力を続け、平成27年改正により合区が導入されるなどした結果、投票価値の不均衡が大きく改善されるに至った。もっとも、合区については、その対象となった県相互間で、課題や利害等が一致するとは限らず、そうした場合に、当該合区から選出された参議院議員が、両県の意見を集約して国政に反映させることは事実上困難であり、仮に、人口の大きい県の意見に従って意見を集約した場合、人口の少ない県の意見が国政に届けられないこととなると思われるなど、様々な問題点が指摘されているところである。実際にも、令和元年選挙及び本件選挙においては、合区の対象となった県の多くで投票率の低下が見られるなど、合区が導入されたことによる弊害が指摘されており、合区に対する反対意見は今も根強く存在する。

しかしながら、国会においては、平成27年改正法に、参議院選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得るものとする旨の附則を置き、平成30年改正法に関しても、参議院特別委員会により、参議院選挙制度の改革に向けた検討を引き続き行う旨の附帯決議

を付すなどしている。

また、令和2年大法廷判決の後も、国会においては、令和3年5月、参議院改革協議会が組織され、令和4年6月までの13回にわたり、参議院の在り方や参議院選挙制度の改革等に関し、学者や元最高裁判所裁判官から意見を聴取し、各党派の間で活発な議論が交わされるなどした。この協議会では、各党派の結論が一致に至らず、参議院選挙制度の成案を得るには至らなかったが、報告書が議長に提出され、参議院選挙制度の改革に関する議論を本件選挙後に継続することが確認された。その上、同年5月及び6月に開かれた参議院憲法審査会においては、合区問題を中心に、各党派による意見交換や大学教授ら専門家からの意見聴取等が行われた。参議院選挙制度の在り方については、各党派の考え方に異同があるものの、制度改革に様々な困難が伴うにもかかわらず、国会は、選挙制度の改革や較差の是正に向け、真摯な取組を継続している。

エ 以上の諸点に照らせば、本件選挙当時、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、投票価値の平等の重要性に照らして看過し得ない程度に達しているとはいえ、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたとはいえない。

(3) 本件選挙までの期間内に本件定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえないこと

ア 憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、当該定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っている場合において、当該選挙までの期間内にその是正をしなかったことが国会の裁量権の限界を超えるといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向け

た取組が司法の判断の趣旨を踏まえた裁量権の行使の在り方として相当なものであったといえるか否かという観点に立って評価すべきである。そして、上記の判断は、国会が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態となったことを認識し得た時期を基準（始期）として行うのが相当である。

5 イ 平成30年改正法は、投票価値の不均衡について違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が解消された状態から、最大較差を更に小さくすることを目指したものであったところ、令和元年選挙は、そのような平成30年改正法による本件定数配分規定の下で施行されたもので、令和2年大
10 法廷判決は、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということ
はできないと判示した。

本件選挙は、令和元年選挙と同様に、本件定数配分規定に基づいて行われたもので、本件定数配分規定における選挙区間の最大較差は3.03
15 倍であり、令和元年選挙当時の最大較差とほぼ同じであったから、投票
価値の不均衡について違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至
っているとはおよそ考え難い状況であった。国会が、本件選挙までの間
に、本件定数配分規定に基づく選挙区間における投票価値の不均衡が上
記の不平等状態にまで至っていたことを認識し得たとは到底いえない。

そして、国会が是正のために採るべき立法措置の内容、そのために検討
20 を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を併せ考慮
すれば、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏
まえた裁量権の行使の在り方として相当なものでなかったとは認められ
ない。

そうすると、万一、本件選挙当時において、投票価値の不均衡について
25 違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたと判断された
としても、本件選挙までの期間内に本件定数配分規定の改正がされな
かったことをもって、国会の裁量権の限界を超えるものとはいえない。

(4) 結論

5 以上のとおり、本件選挙当時において、本件定数配分規定の下における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたとはいえず、また、万一、そのような違憲状態に至っていたと判断されたとしても、本件選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものともいえない。

したがって、本件定数配分規定が憲法の規定に違反する無効なものとはいえないから、本件選挙は有効である。

第3 当裁判所の判断

10 1 判断枠組み

(1) 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量
15 に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところはその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度
20 で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。

憲法が二院制を採用し衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨は、それぞれの議院に特色のある機能を発揮させることによって、国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとするところにあると解される。前記前提事実においてみた参議院議員の選挙制度の仕組みは、このような観点から、参議院議員について、全国選出議員（昭和57
25 年改正後は比例代表選出議員）と地方選出議員（同改正後は選挙区選出議員）

に分け、前者については全国（全都道府県）の区域を通じて選挙するものとし、後者については都道府県を各選挙区の単位としたものである。昭和22年の参議院議員選挙法及び昭和25年の公職選挙法の制定当時において、このような選挙制度の仕組みを定めたことが、国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであったということとはできない。しかしながら、社会的、経済的変化の激しい時代にあつて不断に生ずる人口変動の結果、上記の仕組みの下で投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

(2) 憲法は、二院制の下で、一定の事項について衆議院の優越を認める反面、参議院議員につき任期を6年の長期とし、解散もなく、選挙は3年ごとにその半数について行うことを定めている（46条等）。その趣旨は、立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えつつ、参議院議員の任期をより長期とすること等によって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。そして、いかなる具体的な選挙制度によって、上記の憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくかは、二院制の下における参議院の性格や機能及び衆議院との異同をどのように位置付け、これをそれぞれの選挙制度にいかん反映させていくかという点を含め、国会の合理的な裁量に委ねられており、参議院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意見を反映させて、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとすることも、選挙制度の仕組みを定めるに当たって国会に委ねられた裁量権の合理的行使として是認し得るものと考えられる。

また、具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民

5
10
15
20
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859
860
861
862
863
864
865
866
867
868
869
870
871
872
873
874
875
876
877
878
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
990
991
992
993
994
995
996
997
998
999
1000

(3) 原告は、憲法56条2項、1条、前文第1文前段を根拠として、憲法は合理的に実施可能な限りでの人口比例選挙を要求していると主張する。この主張が選挙制度の憲法適合性の判断枠組みについて上記と異なるものをいうものだとすれば、以上に述べたところに照らし、採用することができない。

2 上記の見地に立って、本件選挙当時の本件定数配分規定の憲法適合性について検討する。

(1) 平成27年改正法及び平成30年改正法について

ア 平成27年改正法は、選挙区選出議員の選挙区及び定数について、4県2合区を定数2人ずつの選挙区とするとともに、3選挙区の定数を2人ずつ減員し、5選挙区の定数を2人ずつ増員することなどを内容とするものであったが、附則7条は、次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨を規定していた。

平成27年改正により導入された合区は、総定数を増やす方法を採用することにも制約があるとされる中、半数改選という憲法上の要請を踏まえて各選挙区の定数を偶数で設定しつつも選挙区間の較差を縮小することを可能にするものであったが、その対象となった県における投票率の低下及び無効投票率の上昇と合区との関連性を指摘し、その解消を強く望む意見も存在した。このような状況の下で、平成28年選挙施行後、参議院改革協議会の下に設置された選挙制度に関する専門委員会において、一票の較差、選挙制度の枠組みとそれに基づく議員定数の在り方、選挙

5 区の枠組み等について議論が行われ、合区制度の是非や、都道府県を単位とする選挙区に代えてブロック選挙区を導入すること等の見直し案についても幅広く議論が行われた。しかし、選挙制度改革に関する具体案について各会派の意見の隔たりは大きく、一致する結論を得ることができ

10 平成30年改正法の内容は、選挙区選出議員に関する従来からの選挙制度の基本的な仕組み自体を変更するものではないが、上記のとおり合区の解消を強く望む意見も存在する中で、平成27年改正により導入された合区を維持することとしたのみならず、沖縄県選挙区の議員定数2人が付加されたほかは従前に例がない、総定数を増やす方法を採用した上で、埼玉県選挙区の定数を2人増員し、較差の是正を図ったものである。

15 イ 以上のような改正を通じて、平成27年改正により、それまでは5倍前後の水準が続いていた選挙区間の最大較差は、平成28年選挙当時、3.08倍へと縮小され、さらに、平成30年改正により、令和元年選挙当時、選挙区間の最大較差は、参議院議員選挙法制定当時の2.62倍には及ばないものの、平成28年選挙当時よりも更に縮小した3.00倍となり、選挙区間の較差が3倍以上となった選挙区は一つとなった。

(2) 本件選挙当時における本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡について

20 ア 平成30年改正後、定数配分規定に関する公職選挙法の改正は行われておらず、人口変動の結果、本件選挙当時、選挙区間の最大較差は3.03倍となり、選挙区間の較差が3倍以上となった選挙区は三つとなった。

25 平成30年改正法の附帯決議には、選挙区間における較差の是正等について明確には言及されていないが、国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、参議院議員選挙については直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見だし難いことから

すれば、不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差のさらなる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが求められているというべきである。

5 イ 上記の点に関し、①平成27年改正以後の各選挙における投票価値の不
均衡の推移についてみると、平成28年選挙当時における選挙区間の最大
較差は3.08倍であったのであり、本件選挙の選挙区間における投票価
10 値の不均衡は、それよりも拡大していたとはいえ、また、令和2年国勢
調査人口に基づく議員1人当たりの日本国民の人口における最大較差は3.
031倍であり（乙3）、令和元年選挙後から本件選挙までの間に拡大し
た選挙区間の較差の程度は、さほど大きなものとなっていたとはいえ、
この間の人口変動の結果がもたらした投票価値の不均衡の拡大は、必ずし
も著しいものとはいえないこと、②上記の各選挙については、いずれ
も違憲の問題を生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態にあったもの
15 とはいえない旨の最高裁判所の判断が示されていたこと、③参議院議員の総
定数を増やす方法を採用することにも制約があるとされる中で、平成30年改
正が比例代表選出議員の定数と共に選挙区選出議員の定数も増員するもの
であったことなどを勘案すると、国会が、本件選挙の施行以前に、当面存
する投票価値の不均衡につき、平成30年改正に類する措置により是正を
20 図らなかったとしても、そのことから直ちに、本件選挙当時、違憲の問題
を生ずる程度の著しい不平等状態が生じていたということとはできない。

ウ 他方、選挙制度の抜本的な見直しについてみると、上記1(2)のとおり、
具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、政治的に一つのまとまり
を有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮する
25 こと自体が否定されるべきものであるとはいえないことや、令和元年選挙
後も合区の解消を強く望む意見が根強く存在していたことからすれば、立

法府において、複数の都道府県にまたがる合区を増やす措置、都道府県を単位とする選挙区に代えてブロック選挙区を導入する措置、及び都道府県を単位としない選挙区割りを導入する措置などの当否については、たやすく決することのできない困難な問題であるといわざるを得ない。

5 また、参議院議員選挙の改革に際しては、憲法が採用している二院制の仕組みなどから導かれる参議院が果たすべき役割等も踏まえる必要があることに鑑みれば、立法府において、参議院議員選挙法以来、一貫して維持されてきた比例代表制を廃止するか、その定員を大幅に減少させて、その分だけ選挙区選挙の定員を増加させる措置や、1人を含む奇数の議員定数からなる選挙区を設ける措置についても、慎重な考慮を要する事柄であるといえる。

10 しかるに、平成30年改正法の審議において、参議院選挙制度改革について憲法の趣旨にのっとり引き続き検討する旨を述べる附帯決議がされたことを受けて、令和3年5月、参議院改革協議会が設置され、同協議会は、令和4年6月までの13回にわたって、参議院の在り方、参議院議員選挙制度の改革、議員の身分保障、委員会・調査会等の整理再編・充実、行政監視機能の更なる充実、デジタル化とオンライン審議についての検討を行い、その検討の中で、参議院議員選挙制度の改革については、投票価値の平等、選挙制度の枠組み、合区に対する評価、特定枠制度に対する評価、議員定数の見直しなどを対象として議論が重ねられた。

20 この議論においては、選挙制度の枠組みについて、多様な民意や地域代表的な性格を具体化するための選挙制度の在り方という点で各会派の考え方に異同があったことから、参議院改革協議会としての成案は得られなかったが、同協議会においては、各会派の間で、投票価値の平等を最大限尊重すべきであることが確認され、協議結果が報告書にまとめられ

て、次の協議会における議論の土台が提供されており、立法府において、選挙区間の較差を是正するための措置を講じるべく継続的な検討を行い、取組を進めていたことが認められる。

5 エ 参議院議員選挙制度を抜本的に見直すことは、民主政治の基盤に影響する重大な事柄であり、見直しをもたらす投票価値の平等化以外の作用への考慮も含めて、慎重な議論と熟慮を要することに鑑みると、その実現は漸進的にならざるを得ない面がある。そうすると、投票価値の不均衡につき改善が得られた平成27年改正の後、継続的な検討を行いつつも、上記イで判示した投票価値の不均衡の状況下において、抜本の見直しについて結
10 論の得られない時期が本件選挙まで続いていたとしても、そのことから直ちに、本件選挙当時、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態が生じていたということとはできないというべきである。

(3) 小括

15 以上のような事情を総合すれば、本件選挙当時、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。

3 結論

20 よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所那覇支部民事部

裁判長裁判官 谷 口 豊

裁判官 下 和 弘

5

裁判官 吉 賀 朝 哉

10

